



(ホール編)

「午前と午後」、「午後と夜間」、「午前と午後と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収します。また、延長使用料は定額とします。

「久我山会館」の「ホール」を例に説明いたします。
(※料金は一般料金の使用料で計算)

現行(平成26年12月利用分まで)

1日の利用時間帯と使用料は、以下の通り。



「午前と午後」、「午後と夜間」「午前と午後と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間については、延長使用料を徴収しておりません。

改定

改定後(平成27年1月利用分から)

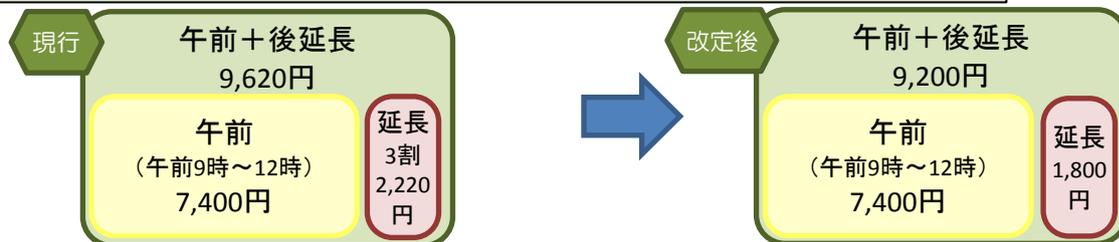
1日の利用時間帯と使用料は、以下の通り。
全日料金が無くなります。



「午前と午後」、「午後と夜間」「午前と午後と夜間」など、引き続き使用する場合の中間時間についても、延長使用料を徴収いたします。

計算例1

「午前」に「後延長」を付けた場合(午前9時～12時45分)



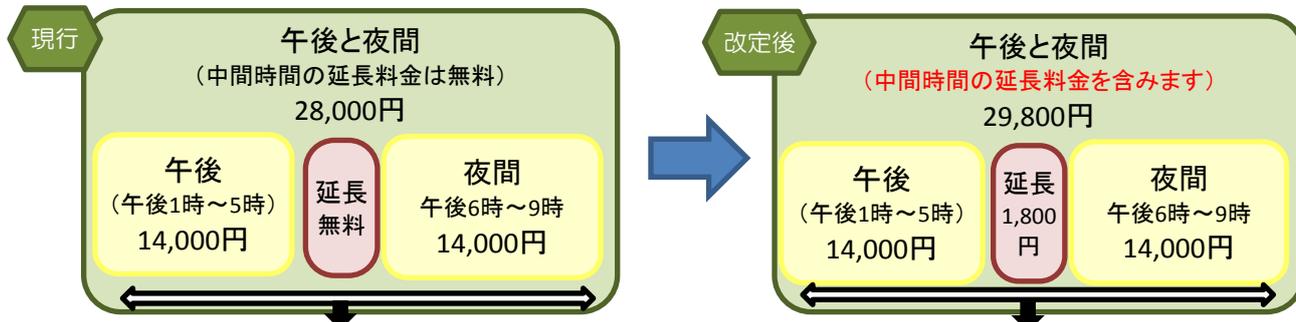
「午後」に「前延長」と「後延長」をつけた場合(12時15分～午後5時45分)



計算例2

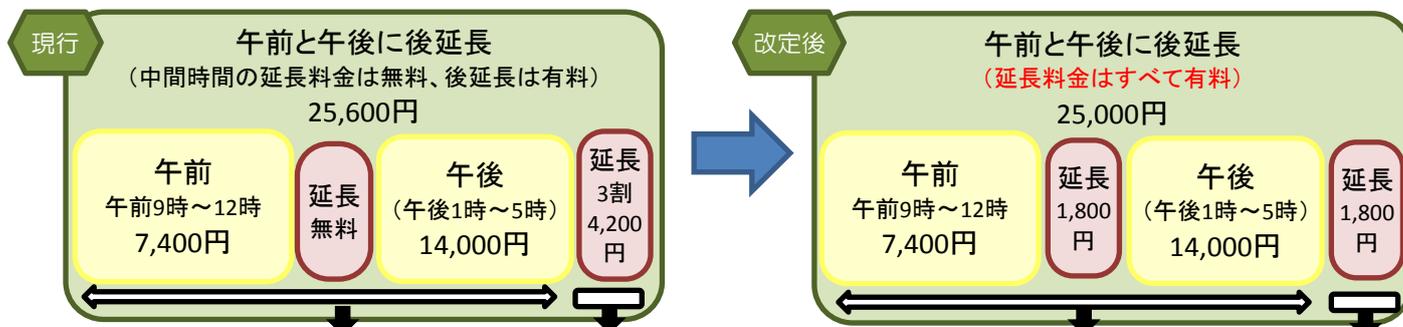
改定後は、連続する時間帯を引き続き使用する場合は、中間時間についても、延長使用料がかかります。

「午後」と「夜間」の場合(午後1時～午後9時) ※平日料金で計算



「さざんかねっと」では、「午後」と「夜間」を一緒に指定すると、自動的に中間時間も予約されます。
 ※なお、「午後」と「夜間」を別々に予約した場合は、中間の延長時間が予約されず、利用できません。

「午前」と「午後」に「後延長」をつけた場合(午前9時～午後5時45分) ※平日料金で計算



「さざんかねっと」では、「午後」と「夜間」を一緒に指定すると、自動的に中間時間も予約されます。
 後延長を付けるには、「午後」と「夜間」を一緒に申込み後、「後延長」の申込みの操作をお願いいたします。
 ※なお、「午後」と「夜間」を別々に予約した場合は、中間の延長時間が予約されず、利用できません。

お知らせ

- 施設使用料や利用時間帯については、平成27年1月以降の施設利用分から改定されます。詳しい内容は、杉並区公式ホームページ等でご確認をお願いいたします。
- 現在ご利用いただいております「さざんかねっと」は、平成26年10月1日(予定)にバージョンアップし、リニューアルする予定です。
 ホール等の利用料金は、平成27年1月利用分(平成26年6月抽選申込開始)以降につきましては、改定後の施設使用料が適用されますが、平成26年9月まで現行さざんかねっとのシステムでは、旧使用料(概算)で表示され、連続する時間帯の中間延長料金が含まれない形で表示されます。システムの画面表示とは異なる金額をお支払いいただくよう窓口でご案内する場合がありますがご了承願います。